

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	11-2
許認可等の種類	と畜場使用料及びとさつ解体料の認可			
根拠法令条例等・条項	と畜場法第12条第1項			
許認可等の概要	と畜場使用料及びとさつ解体料の額の認可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(厚生省からの通知に示されているため)</p> <p>【参考】 ○と畜場法 (と畜場使用料及びとさつ解体料) 第12条 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、と畜場使用料又はとさつ解体料について、あらかじめ、その額を定めて、都道府県知事の認可を受けなければならない。認可を受けたと畜場使用料又はとさつ解体料の額を変更しようとするときも、同様とする。 2 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、前項の規定により認可を受けた額を超えると畜場使用料又はとさつ解体料を受けてはならない。 3 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、第1項の規定により認可を受けたと畜場使用料又はとさつ解体料を、と畜場の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>○「と畜場法の施行に関する件」(昭和28年10月6日発衛第250号厚生省事務次官通知)第二に定められた基準による。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			